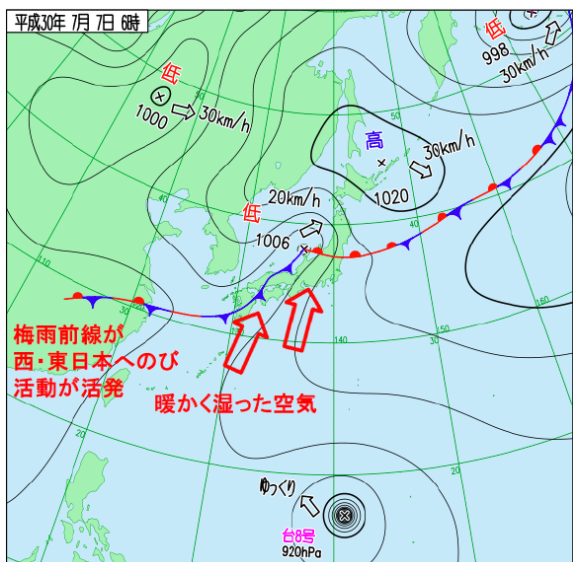


都市居住の安全確保について

平成30年7月豪雨の降雨の特徴(概要)

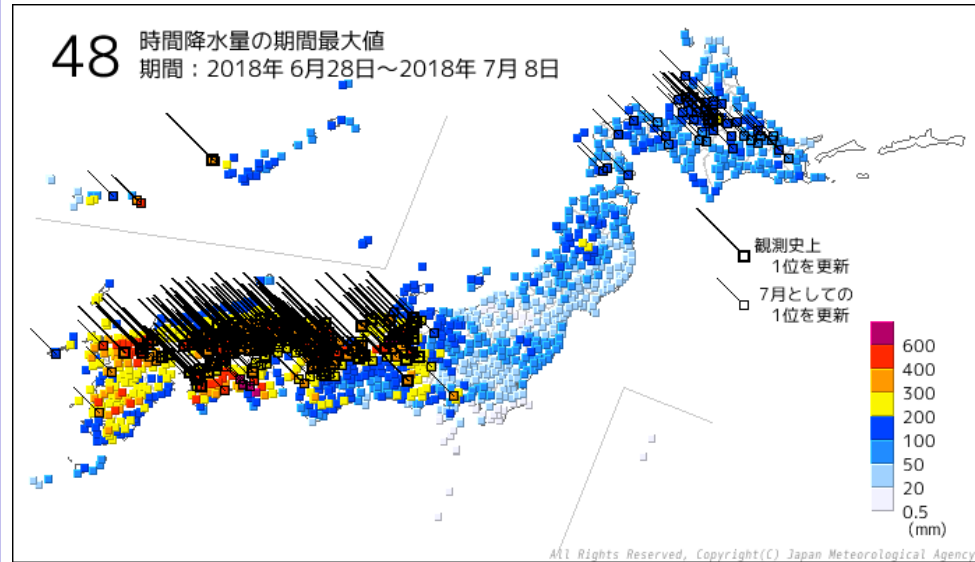
- 6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬近海で進路を北東に変えた後、7月4日に日本海で熱帯低気圧に変わった。その後、8日にかけて西日本に梅雨前線が停滞し、非常に暖かく湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状態が続いた。
- このため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日～7月8日までの総降水量が四国で1,800mm、東海で1,200mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の4倍となる大雨となったところがあった。
- 特に長時間の降水量が記録的な大雨となり、アメダス観測所等(約1,300地点)では24時間降水量は77地点、48時間降水量は125地点、72時間降水量は123地点で観測史上1位を更新した。

停滞した梅雨前線に暖かく湿った空気が供給



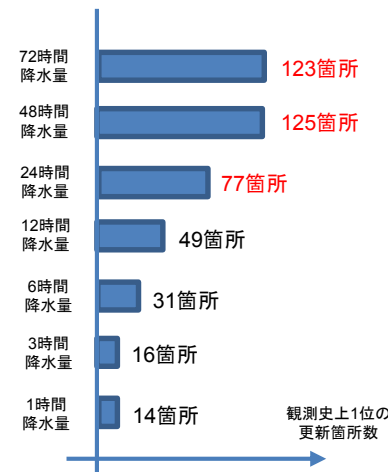
実況天気図(2018年7月7日6時00分時点)

広い範囲で記録的な大雨



48時間降水量の期間最大値(期間2018年6月28日～7月8日)

長期間の大雨



観測史上1位の更新地点数(時間降水量別)

※気象庁ウェブサイトを基に作成

平成30年7月豪雨による一般被害の概要

- 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。^{※1}
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。^{※2}
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。^{※3}

※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,005名に発令

※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」(平成30年11月6日)
 ※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年7月8日6時00分現在)」
 ※3: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年10月9日17時00分現在)」

岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



各地で土砂災害が発生

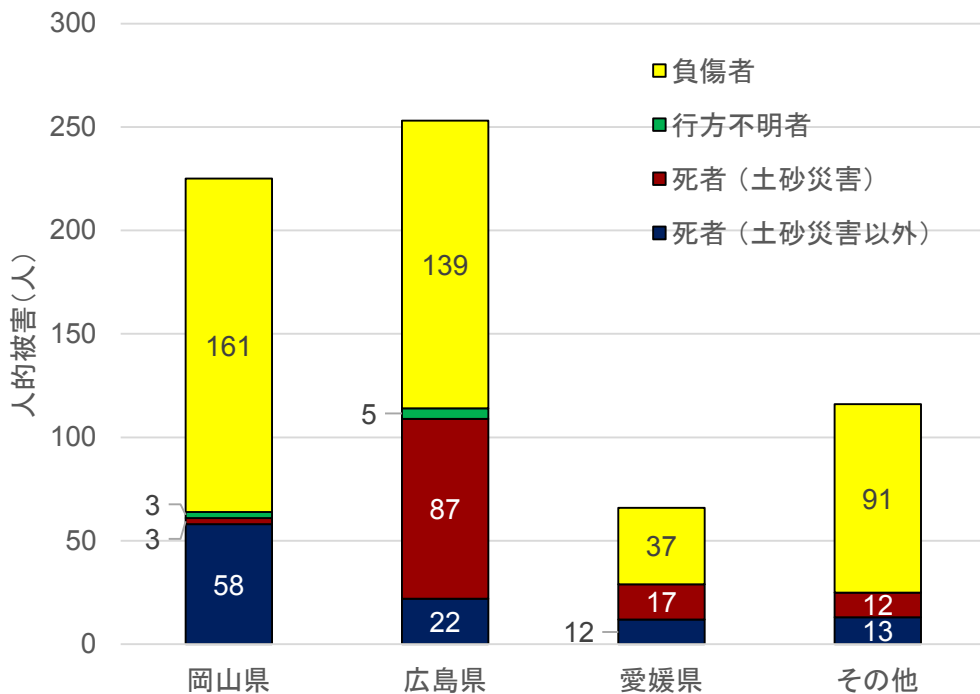


出典: 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会
 対応すべき課題・実施すべき対策に関する参考資料

平成30年7月豪雨による一般被害の特徴

- 岡山県、広島県、愛媛県を中心に、広範囲な地域が被災。
- 人的被害では、広島県で死者・行方不明者が最も多く発生。広島県と愛媛県では負傷者数に対する死者・行方不明者数の比率と死者に占める土砂災害によるものの割合が高い。
- 住家被害では、岡山県で損壊戸数・浸水戸数とも多く、損壊戸数に占める全壊の割合が高い。

人的被害

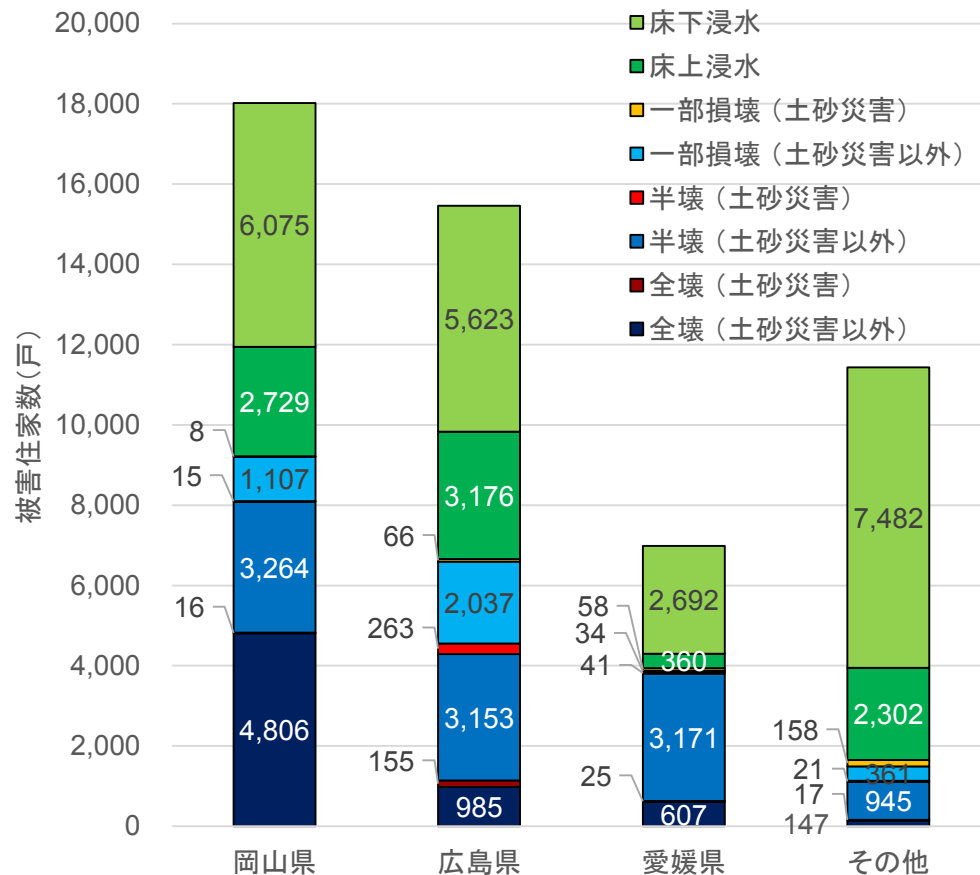


その他の人的被害の発生: 21府県
 うち死者・行方不明者の発生: 14府県
 (岐阜1、滋賀1、京都5、兵庫2、奈良1、山口3、高知3、福岡4、佐賀2、宮崎1、鹿児島2)

死者数の多い市町村: 倉敷市52、呉市25、広島市23(20人以上)

内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について(平成30年10月9日17:00現在)」及び消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」より作成
 ※死者数及び家屋損壊数は、全数は消防庁発表、土砂災害によるものは国土交通省発表。土砂災害以外によるものは全数と土砂災害によるものの差

住家被害



平成30年7月豪雨による土砂災害の発生状況

土砂災害発生件数 (7月2日以降を集計)

(都道府県報告)

1道2府28県

2,512件※

土石流等： 769件

地すべり： 55件

がけ崩れ： 1,688件

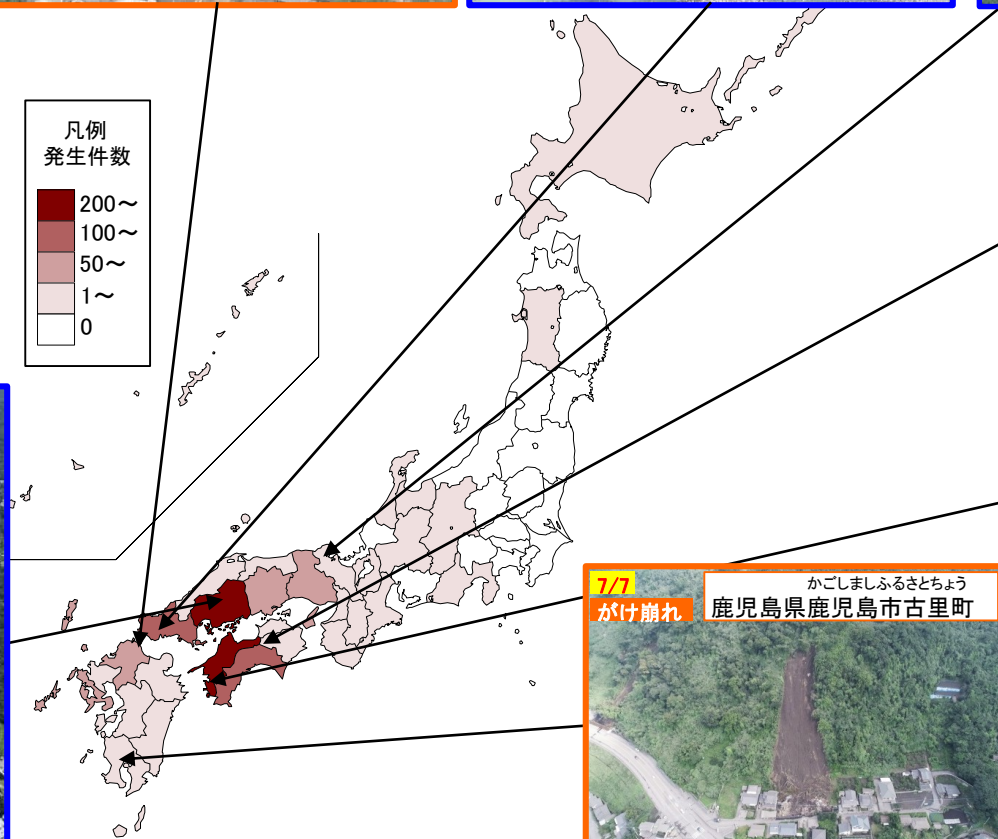
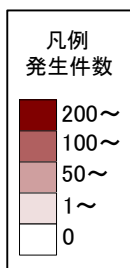
【被害状況】

人的被害：死者 119名
負傷者 29名
人家被害：全壊 213戸
半壊 340戸
一部損壊 290戸

※被害状況等については精査中
(平成30年9月25日時点)

※1 近10年(H20~29)の平均土砂災害発生件数1,106件/年

※2 近10年(H20~29)の最大土砂災害発生件数1,514件/年<H29>



出典：大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会
対応すべき課題・実施すべき対策に関する参考資料

広島県内の市町村別土砂災害発生状況

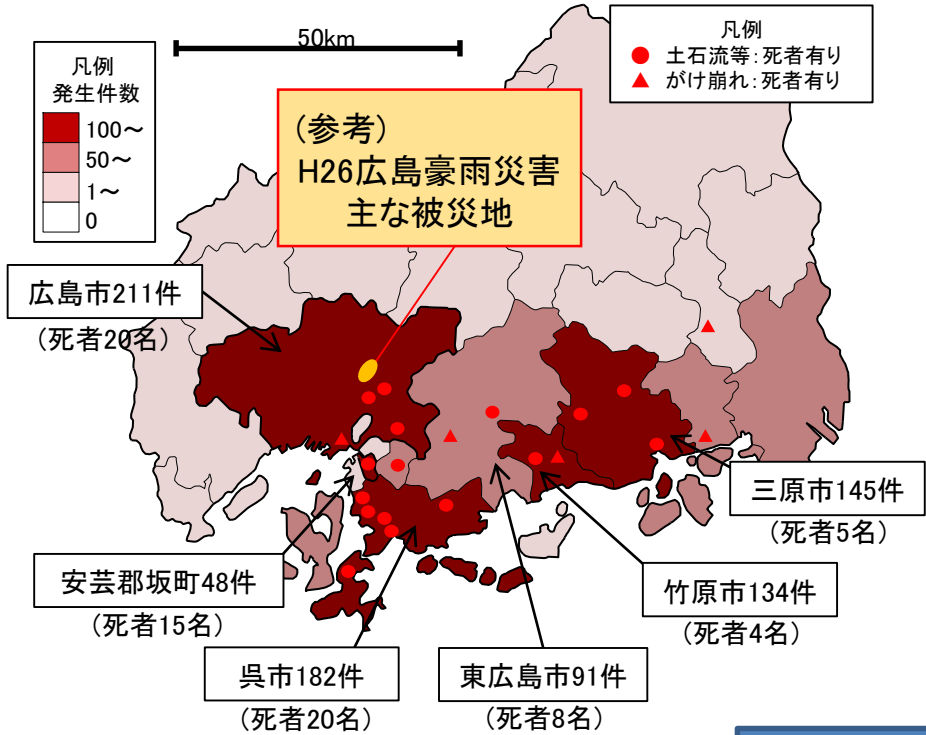
9月25日時点

※平成30年7月豪雨調査中のため暫定値

平成30年7月豪雨による
土砂災害発生件数
(7月8日までの降雨による)

(広島県報告)
1,242件
 (土石流等: 609件
 地すべり: 1件
 がけ崩れ: 632件)

【被害状況】
 人的被害: 死者 87名
 家屋被害: 全半壊 411戸



平成26年8月豪雨による土砂災害について

広島豪雨による土砂災害の例

発生日：平成26年8月20日

場所：広島市安佐南(あさみなみ)区、安佐北(あさきた)区

土砂災害発生件数：土石流107件、がけ崩れ59件

被害概要：死者73名、人家全壊123戸 等



(出典：平成26年8月豪雨による広島県で発生した土砂災害への対応状況／国土交通省／平成26年10月31日)

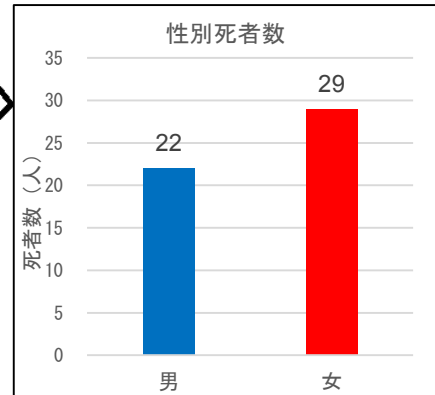
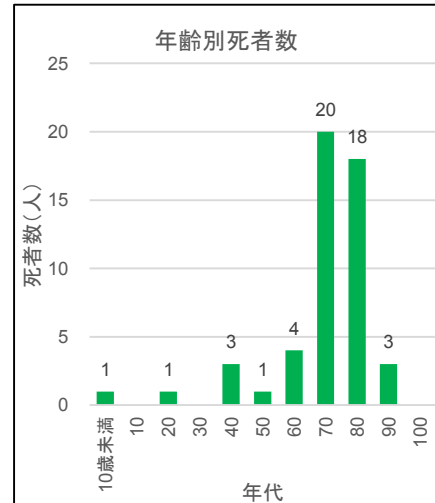
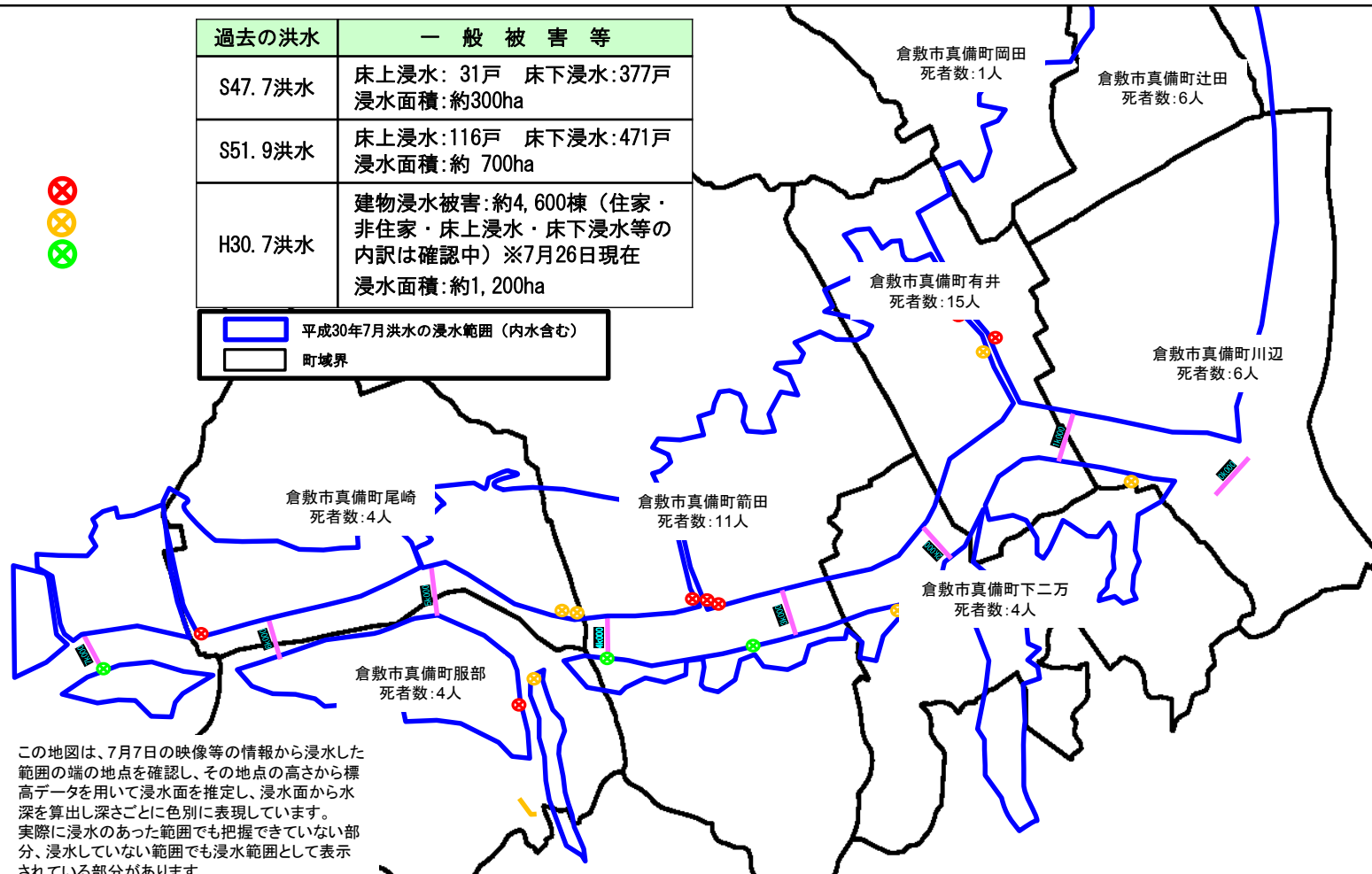
平成30年7月豪雨による倉敷市真備町の浸水状況(人的被害)

- H30.7豪雨において市町村別死者数が最大となった倉敷市の死者52人のうち、51人が真備町に在住。
- 特に、末政川と高馬川の間に位置し、浸水深が深い有井地区、箭田地区で死者が多く発生。
- 年齢別では、70代以上が約80%と、後期高齢者に著しく集中。
- 空中写真から判読の流出家屋は7箇所のみであり、真備地区での犠牲者のほとんどが、非流出家屋の屋内で遭難の可能性はある。(平成30年7月豪雨による人的被害等についての調査(速報):静岡大学防災総合センター教授 牛山素行)

過去の洪水	一般被害等
S47.7洪水	床上浸水: 31戸 床下浸水: 377戸 浸水面積: 約300ha
S51.9洪水	床上浸水: 116戸 床下浸水: 471戸 浸水面積: 約 700ha
H30.7洪水	建物浸水被害: 約4,600棟(住家・非住家・床上浸水・床下浸水等の内訳は確認中) ※7月26日現在 浸水面積: 約1,200ha



	平成30年7月洪水の浸水範囲(内水含む)
	町域界



この地図は、7月7日の映像等の情報から浸水した範囲の端の地点を確認し、その地点の高さから標高データを用いて浸水面を推定し、浸水面から水深を算出し深さごとに色別に表現しています。実際に浸水のあった範囲でも把握できていない部分、浸水していない範囲でも浸水範囲として表示されている部分があります。破堤、法崩れ、越水の発生地点は「国土交通省総合災害情報システム(DiMAPS)」の情報をもとにしています。

出典: 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会第1回配付資料
地図の出典: 国土地理院ウェブサイトからの段彩図を中国地方整備局で一部加工

※死者数は「平成30年7月豪雨による被害について(7月21日9時00分現在)」(岡山県)より

居住誘導区域に含まないこととされている区域(都市再生特別措置法第81条第14項等)

➤ 市街化調整区域

- 建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域又は農地法第五条第二項第一号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- 自然公園法第二十条第一項に規定する特別地域
- 森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域
- 自然環境保全法第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十五条第一項に規定する特別地区
- 森林法第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

【都市再生特別措置法】

第81条 (市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

2~13 (略)

14 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。)その他政令で定める区域については定めないものとする。

15~19 (略)

居住誘導区域の設定におけるレッドゾーン等の取扱い②

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（運用指針）

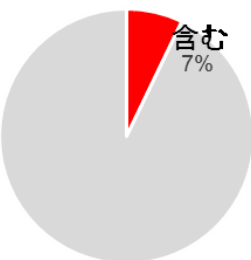

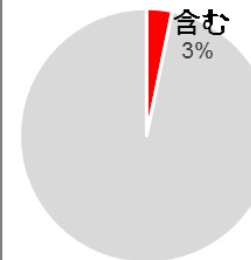
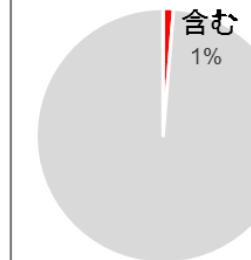
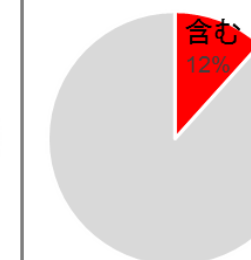
- 土砂災害特別警戒区域
- 津波災害特別警戒区域
- 災害危険区域（建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

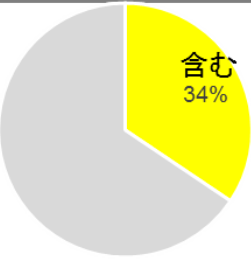
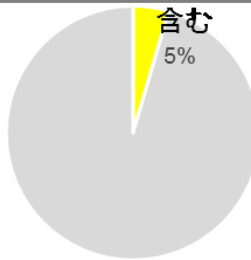
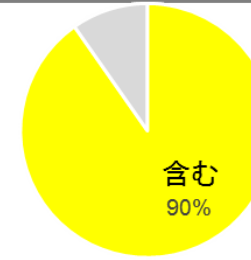
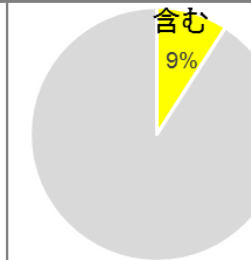
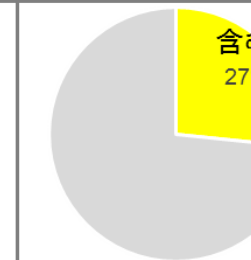
原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（運用指針）

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
- 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域
- 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

居住誘導区域内における災害危険区域等の取扱い状況

○ 居住誘導区域における災害危険区域等の存否 (n=154都市)

都市計画運用指針	土砂災害 特別警戒区域	津波災害 特別警戒区域	災害危険区域	地すべり 防止区域	急傾斜地 崩壊危険区域
原則として 含まないことと すべき	11都市	0都市	5都市	2都市	18都市
					

都市計画運用指針	土砂災害 警戒区域	津波災害 警戒区域	浸水 想定区域	都市洪水・都市 浸水想定区域	津波浸水 想定区域
総合的に勘案し、 適切でない と判断される場合は、 原則として 含まないことと すべき	53都市	7都市	139都市	14都市	41都市
					

5区域のいずれかの区域を含む (n=143都市)

⇒10区域のいずれかの区域を含む (n=144都市)

国 都 計 第 89 号
平成 30 年 10 月 26 日

各市町村 都市計画主管部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

立地適正化計画における災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて

立地適正化計画に関しては都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 28 日国都計第 92 号（最終改正平成 30 年 9 月 5 日国都計第 69 号）、以下「運用指針」。）等を参考にしながら各市町村において検討・作成が進められているところである。他方、近年大規模な地震、津波、集中豪雨、土砂災害等が多発傾向にあり、これらの自然現象に対し持続的に安全な都市を構築していくためには関係部局との連携を図り、これまで以上にソフト・ハードの防災対策や災害リスクを踏まえた検討を進めていくことが重要である。

運用指針においては、別紙の通り災害の発生のおそれのある特定の区域に関する居住誘導区域の取扱いについて記載しているが、上述の観点からも改めてその考え方を通知するものである。

なお、立地適正化計画の作成及び見直しにおいては、特に以下の点に留意し進めていただきたい。

- (1) 立地適正化計画の作成に際しては、防災担当部局や砂防担当部局等の関係部局との情報共有体制を構築し、運用指針Ⅳ—1—3 立地適正化計画 3 (3) ②3) および3 (3) ② 4) に記載の区域（以下、「災害危険区域等」）に関する基礎調査や指定状況等の情報把握に努め、運用指針の趣旨を踏まえた適切な対応を行うこと。その際、将来的に災害危険区域等の指定が見込まれている場合は、指定後の状況を勘案した居住誘導区域等の設定を検討すること。
- (2) 立地適正化計画を作成した場合は、速やかに関係部局へその内容を情報提供するとともに、以降の災害危険区域等の指定状況の変化等について継続的に情報把握を行うこと。
- (3) 立地適正化計画の作成後に、居住誘導区域内の区域が災害危険区域等に指定された場合には、居住誘導区域の見直しに向けた検討に着手すること。その際、運用指針Ⅳ—1—3 立地適正化計画 3 (3) ② 3) に記載の区域については、可及的速やかに居住誘導区域から除外することが望ましいこと。
- (4) 運用指針Ⅳ—1—3 立地適正化計画 3 (3) ② 4) の趣旨は、居住を誘導することが適当でない区域は原則として居住誘導区域に含めないこととすべきことにある。このため、仮に、これらの区域を居住誘導区域に含める場合には、災害リスクや警戒避難体制の整備等の防災対策等を総合的に勘案し、十分に安全性を検証することが不可欠であり、これらの検討・検証結果を踏まえ立地適正化計画に各種の防災対策を記載することが望ましいこと。
- (5) 災害危険区域等が小規模に散在し、居住誘導区域の設定に際して災害危険区域等を除外することが表示上困難でこれを含めて面的に居住誘導区域を設定しているケースが散見される。このケースに対しては、災害危険区域等の位置や境界が明示できる図や資料を立地適正化計画に添付するとともに「居住誘導区域（災害危険区域等と重複する箇所を除く）」と明記することで災害危険区域等を除外することは可能であること。

防災集団移転促進事業の概要

【目的】

住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図る。

【事業計画の策定等】

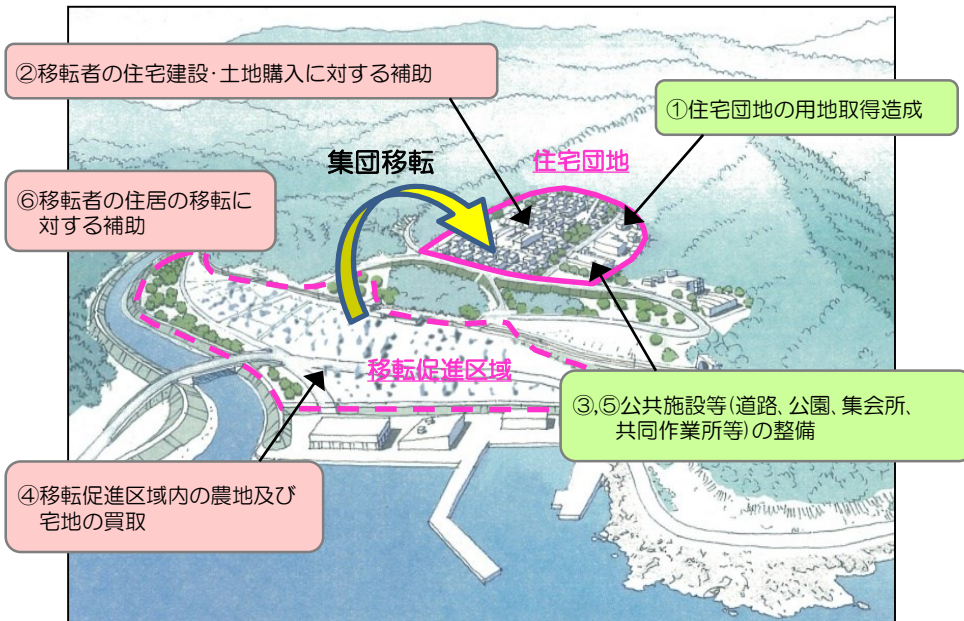
市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進することが適当であると認められる区域
 ※事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定める。

住宅団地の規模

10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要



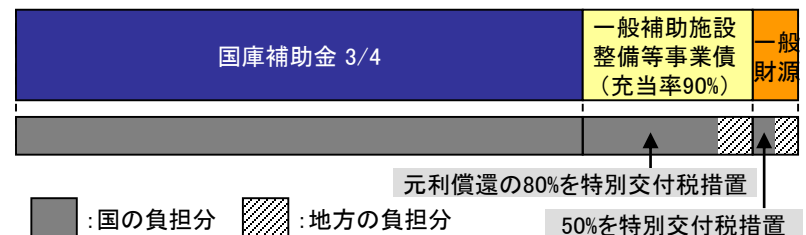
国庫補助の対象となる経費

- ① 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用
(当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費
(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用
(当該移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費(引っ越し費用等)に対する補助に要する経費

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

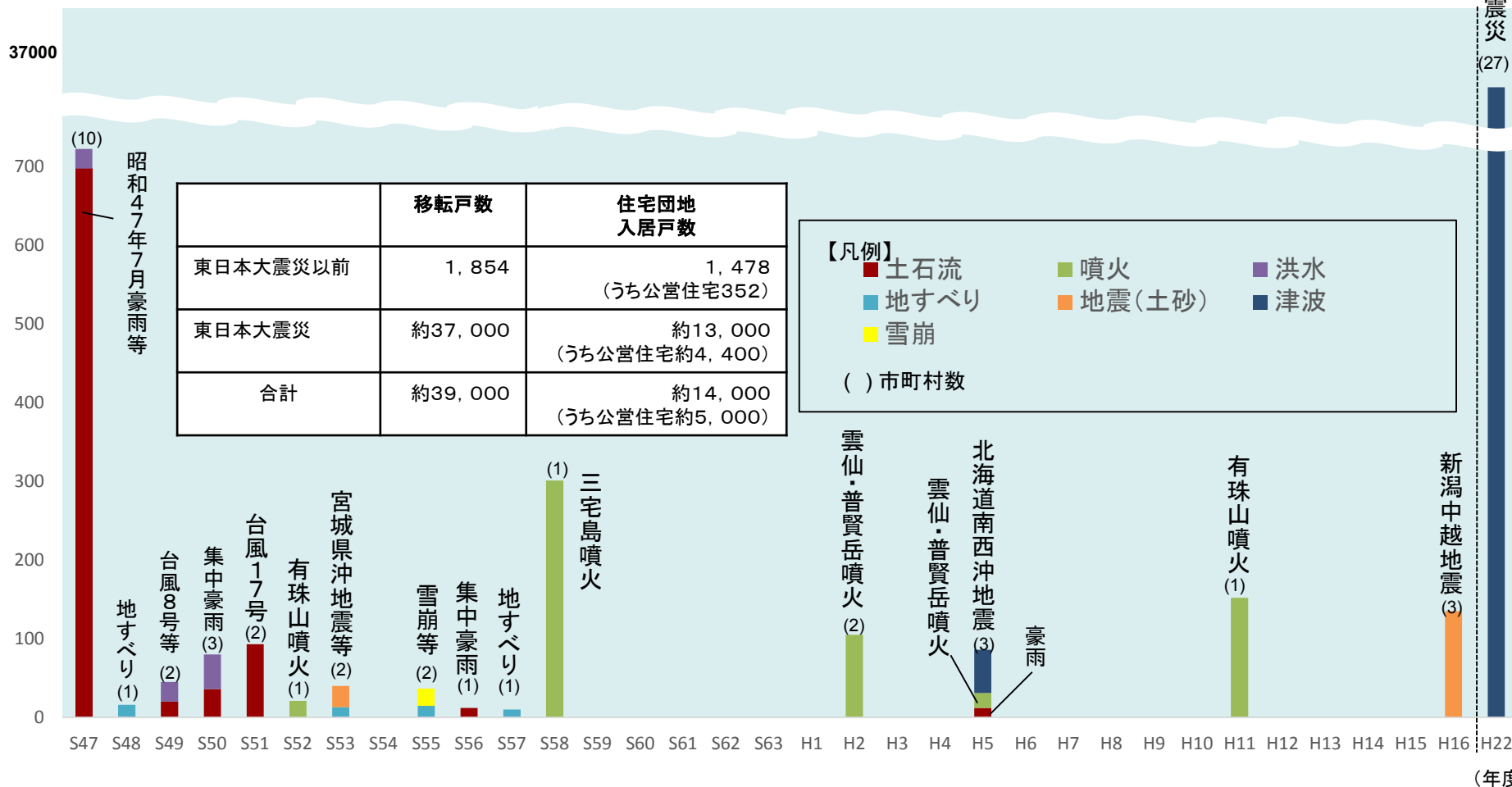


防災集団移転促進事業の活用実績

○ これまで(昭和47年7月豪雨～東日本大震災)に、防災集団移転促進事業により、3万9千戸の住宅が危険な区域から移転し、1万4千戸の住宅団地を整備

※東日本大震災の移転戸数及び住宅団地入居戸数については、事業が完了していないため概数

(移転戸数) 【災害発生年度別の防災集団移転戸数】



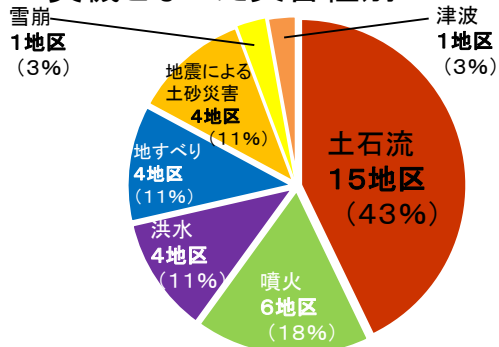
○ 東日本大震災以前の防災集団移転事業を実施した35地区の実施類型は以下の通り。

総論

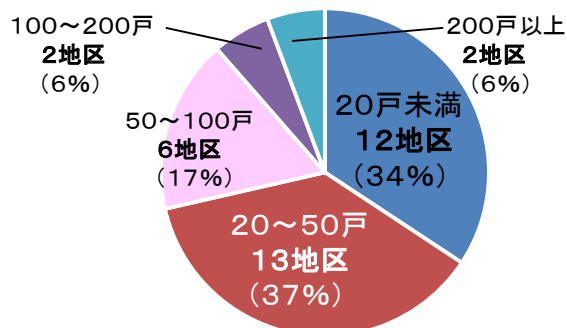
■ 移転の契機

全ての地区で災害の被災を契機に移転

■ 契機となった災害種別



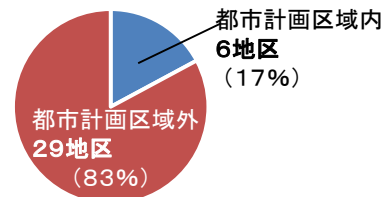
■ 移転規模



移転元(移転促進区域)

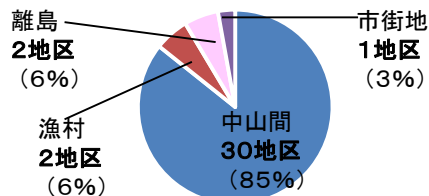
■ 都市計画との関係

都市計画区域外がほとんど



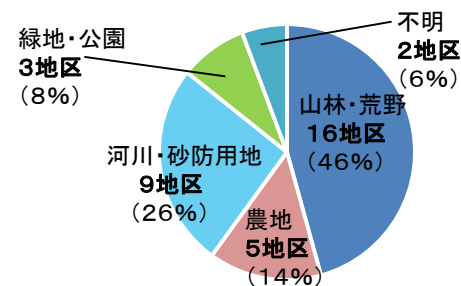
■ 地形条件

中山間が多く、市街地で行われることはまれ



■ 移転後の土地利用

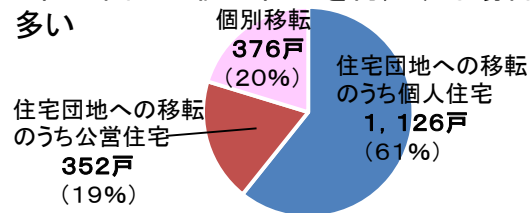
都市的利用はない



移転先(住宅団地)

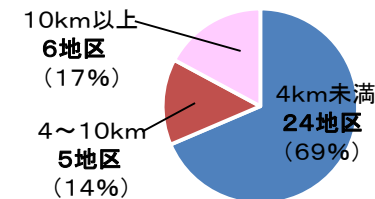
■ 移転戸数

住宅団地で個人住宅を再建するケースが多い



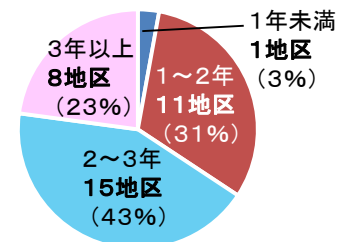
■ 移転距離

なるべく近隣に移転



■ 発災から事業完了までの期間

比較的短期間に事業完了(同時移転)



盛土の崩落や宅地の液状化への対策の強化

【対策の流れ】	2019年度 (H31年度)	2020年度	2021年度～
<p>Step1 盛土・液状化マップの作成 盛土や液状化しやすい宅地を把握する</p>  <p>盛土の位置を把握</p>	<p>未作成の市区町村の区域を国で作成 [H30補正で実施]</p>	<p>国土交通省ハザードマップポータルサイトへ掲載し、全国のマップを公表</p>	
<p>Step2 マップの高度化 地盤調査等により宅地ごとの安全性を調査し、危険な宅地を抽出する</p>  <p>盛土ごとの安全性を調査</p>	<p>宅地耐震化推進事業の拡充により重点的に支援 (拡充内容) [H30補正で措置、2020年度まで]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○盛土の地盤調査の国費率を1/2に高上げ ○液状化マップの高度化の国費率を1/2に高上げ (通常1/3) 	<p>防災・安全交付金の内数</p>	<p>盛土マップの高度化(造成年代調査)を実施していない地方公共団体は、都市局所管事業の重点配分から除外 (防災・安全交付金) [2021年度以降]</p>
<p>Step3 対策工事の実施 危険な宅地に対して、対策工事を実施する</p>  <p>杭の設置や地下水の排除等により耐震化を図る</p>	<p>宅地耐震化推進事業による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 マップ公表を行った場合の国費率高上げ措置(1/4⇒1/3)の適用期間を2022年度まで延長[2022年度まで] ○宅地液状化防止事業 	<p>防災・安全交付金の内数</p>	

開発許可におけるレッドゾーン等の取扱い

- 開発許可にあたっては、道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等に関する基準について審査することとなっている。(都市計画法第33条)
- 本基準の中で、宅地の安全上必要な措置が講ぜられるように設計を求めるとともに、自己居住用以外については、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)等における開発行為を原則として禁止している。(都市計画法第33条第1項第7号及び第8号)

【都市計画法】

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～六 (略)

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。(後段略)

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九～十四 (略)

2～8 (略)

【都市計画法施行令】

(開発行為を行うのに適当でない区域)

第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域とする。

(参考)災害発生のおそれのある区域

根拠法令	区域	定義	行為規制等
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	災害危険区域	・地方公共団体は、 条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域 を災害危険区域として指定することができる。(法第39条第1項)	・災害危険区域内における 住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限 で災害防止上必要なものは、 前項の条例で定める 。(法第39条第2項)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域	・都道府県知事は、… 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域 として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。(法第9条第1項)	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている 建築物の用途が制限用途であるもの をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途： 住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	土砂災害警戒区域	・都道府県知事は、… 急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域 として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる。(法第7条第1項)	なし
	基礎調査の結果、警戒区域特別警戒区域に指定される見込みが高い区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を平面図に明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。(施行規則第1条第2項)	なし
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域	・主務大臣は、… 地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するもの を地すべり防止区域として指定することができる。(法第3条第1項)	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ・のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	・都道府県知事は、… 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第7条第1項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域 を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。(法第3条第1項)	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ・のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など

(参考)災害発生のおそれのある区域

根拠法令	区域	定義	行為規制等
津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年法律第123号)	津波災害特別警戒区域	<p>・都道府県知事は、…津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる。(法第72条第1項)</p>	<p>・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項)</p> <p>※制限用途： 社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途</p>
	津波災害警戒区域	<p>・都道府県知事は、…津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定することができる。(法第53条第1項)</p>	なし
	津波浸水想定(区域)	<p>・都道府県知事は、…基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。)を設定するものとする。(法第8条第1項)</p>	なし
特定都市河川浸水被害対策法 (平成15年法律第77号)	都市洪水想定区域	<p>・国土交通大臣は…、都道府県知事は…、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、…その都市河川による都市洪水が想定される区域を都市洪水想定区域として指定するものとする。(法第32条第1項)</p>	なし
	都市浸水想定区域	<p>・(都市洪水想定区域のほか)…市町村の長、…都道府県の知事…下水道管理者は、共同して、…都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽減を図るため、…都市浸水が想定される区域を都市浸水想定区域として指定するものとする。(法第32条第2項)</p>	なし
水防法 (昭和24年法律第193号)	浸水想定区域	<p>・洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう(法第15条第1項第4号)</p> <p>(参考)洪水浸水想定区域</p> <p>・国土交通大臣は…、都道府県知事は…、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、…当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。(法第14条第1項)</p>	なし